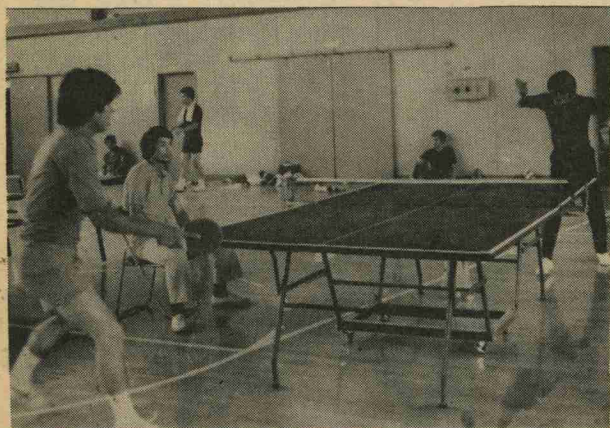
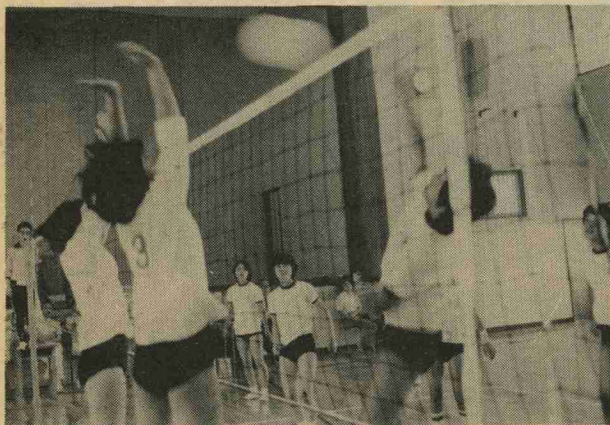


# 広報 川島町

7月10日

第408号

毎月10日・25日  
福岡県遠賀郡  
水巻町発行



## 町民体育

### 競技大会

活力ある町はスポーツから

六月二十五日、町民体育競技大会が各会場で開かれました。

今年、バレーボール、卓球、剣道、バドミントンが町内の各会場で行なわれ、五百九名の参加者と多数の応援者が会場につめかけました。各会場とも日頃の練習の成果を力の限り出し合い、汗をながしあっていました。

軟式庭球と小学生バレーボールは前日の雨で延期となりました。

大会の結果は4ページに掲載しています。

「1日1円交通共済」に加入しましょう

最高90万円の見舞金（10月1日から100万円）

いつでも月割で加入

出資金  
100円

初めて加入する  
世帯だけ

掛金  
360円

1人年額

共済期間  
毎年10月1日から

翌年9月30日までの1年間

手続は役場住民係で

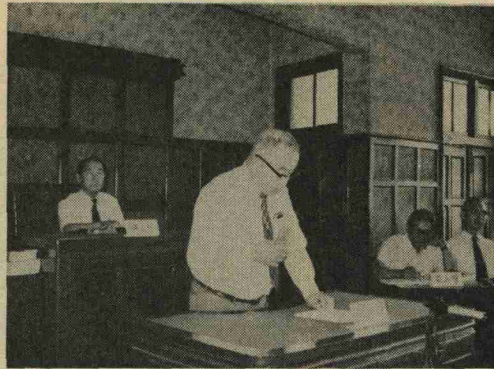


昭和五十三年  
一般会計本予算決まる

# 50億7,874万円

前年度比増 9.1%

昭和五十三年度一般会計予算は50億7,874万(91%増)となっており、通常事務経費は2.3億1,652万円(1.9%増)に対し特定財源の延び額を大幅に上回り一般財源は2億7,801万円の増加となっております



予算説明をする伊藤町長

昭和五十三年度町一般会計予算は、予算編成時期と任期満了に伴い町長選挙が重なって、三ヶ月間の暫定予算で六月まで運営されました。六月の定例議会年度予算が慎重審議の結果、原案どおり可決されましたので、その概要を公表いたします。

投資関係経費は27億6,222万円(2%増)に対し、特定財源は24億7,034万円で一般財源は98,733万円の増加となっております。全体予算の一般財源の増加額は3億7,674万円となっており、昭和五十二年最終於算に対しても2億1,283万円の延びとなっております。

特別会計予算

会計区分	金額
国民健康保険	5億 394万円
農業共済	636万円
上水道	3億9,392万円
下水道	2,619万円

昭和五十三年度予算については我が国経済の長期にわたる景気の停滞により、財源確保は非常に厳しいものがありますが、住民の生活に関連する公共施設等の整備を重点的に推進するため、今後の経済推移を適格に把握し、消費的経費の節減に努めると共に、財源確保に努力したいと考えています。

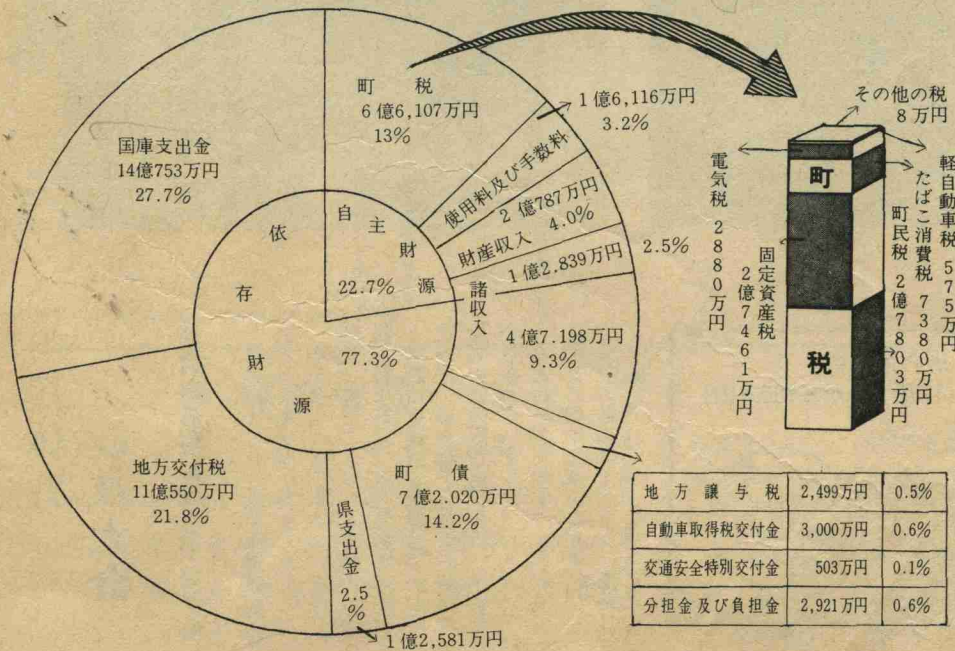
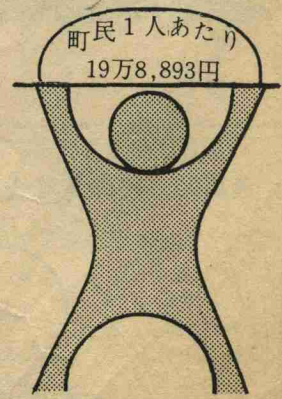
町長 財源確保に  
努力!

過去5か年の当初予算

年度	予算額	比較
49	37億8,388万円	100 (基準)
50	37億2,772万円	98
51	41億9,578万円	111
52	46億5,433万円	123
53	50億7,874万円	134

歳入

50億7,874万円



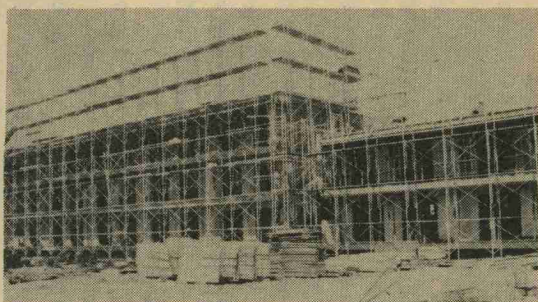
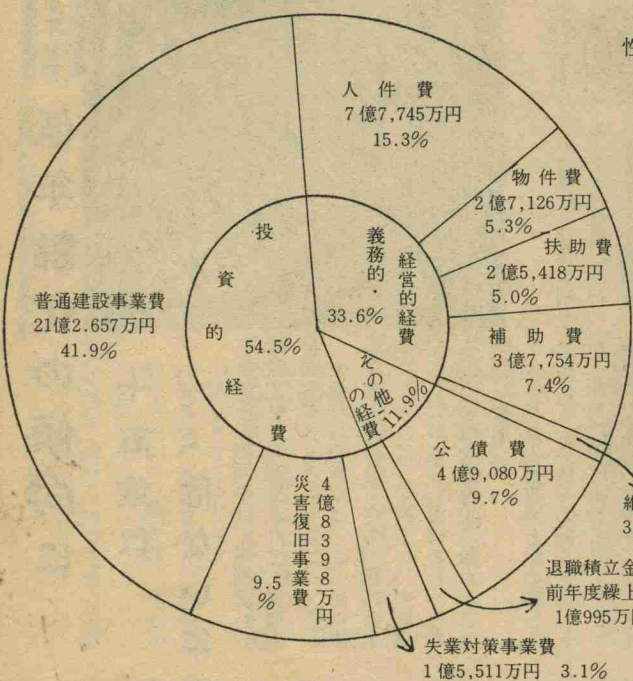
地方譲与税	2,499万円	0.5%
自動車取得税交付金	3,000万円	0.6%
交通安全特別交付金	503万円	0.1%
分担金及び負担金	2,921万円	0.6%



# 歳出

50億7,874万円

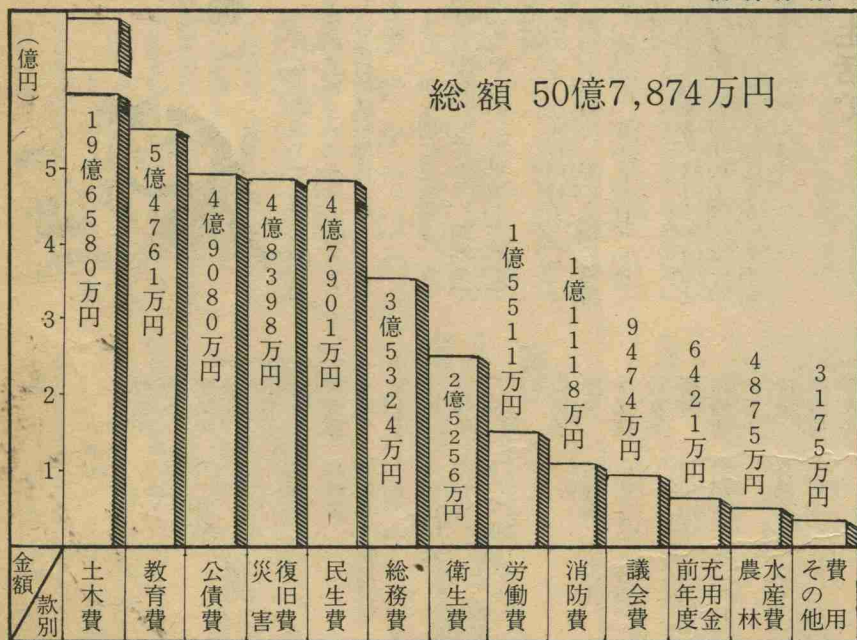
性質分類



建設中の鯉口改良住宅

## 普通建設事業費

款別分類



総額 50億7,874万円

- ◎補助事業 19億5,984万円
  - 。改良住宅建設 14億8,382万円
  - 。公営住宅建設 6億6,811万円
  - 。交通安全対策 957万円
  - 。道路新設改良 1億5,733万円
  - 。道路舗装 313.1万円
  - 。街路事業 114.8万円
  - 。身障者福祉センター 1億5,733万円
  - 。橋梁改良 317.5万円
- ◎単独事業 1億6,673万円
  - 。道路新設改良 835.5万円
  - 。道路舗装 313.1万円
  - 。街路事業 114.8万円
  - 。身障者福祉センター 1億5,733万円
  - 。橋梁改良 317.5万円
- 。有線放送施設 465.5万円
- 。防火水槽設置 160万円
- 。頃末小学校講堂改築 321万円
- 。町民プール建設 1億6,283万円
- 。防災無線 369.3万円

## 明るい住み良い町づくり

### 災害復旧事業費

- 。住宅管理 12,000万円
- 。交通安全対策 5,030万円
- 。学校用地買収 21,290万円
- 。小中学校管理 11,200万円
- 。その他施設等整備費 2,806万円
- 。一般河川等鉦害復旧 1億6,137万円
- 。片山川・赤水川・吉田川・吉田立屋敷線等
- 。下水道鉦害復旧 2億6,227万円
- 。鯉口下水・荒田下水
- 。家屋等災害復旧 2億9,015万円
- 。下二・二・伊左座地区
- 。その他 619万円
- 。一部事務組合負担金
  - 。消防組合 938.6万円
  - 。し尿処理組合 651.0万円
  - 。ごみ処理組合 518.9万円
  - 。老人施設組合 290.0万円
  - 。伝染病院組合 405.5万円
  - 。火葬場組合 84.5万円
  - 。堀川水利組合 8.8万円
  - 。市町村災害共済募金組合 69.0万円
  - 。公務災害退職報償組合 11.6万円

### ゴミ出しは

### 朝七時半までに

夏期は物が腐敗しやすく悪臭を出すなど、衛生上よくありません。したがって、ごみ出しは7月20日から8月31日まで7時半までに必ず出されるようお願いいたします。



少年非行

# 低年齢化の傾向に

## 十五歳は「危ない年齢」



夏休みの期間中は、規則正しい学校生活から解放されて、児童生のリズムも乱れがちです。

少年非行の多くは、この長い休みの間に芽生え、育ち、秋の新学期のころには、学校きらいや家出、さらには盗み、傷害といった本格的な非行の道を歩み始めることとなります。

少年自身の解放感と気のゆるみに加えて、「休みの間ぐらいい」とか「うちの子に限って……」といった家庭の甘やかしが、とくに夏休みに非行がふえる原因となつていきます。

年齢的には十五歳が最も多く、次いで十六歳、十四歳の順ですが、夏休みは規則正しい生活で、生活パターンは、「夜型」になりがちです。このような生活のリズムは、夏休みが終わってもすぐに直りにくく、学校きらいや家出に結びつき、非行化の原因となります。

### 夏休みは規則正しい生活で

#### 一 非行の芽は早いうちに

「非行の季節」から子供を守るためには、保護者は子供のよき相談相手となって、家族全員が話し合う機会を出来るだけ多く持ち、日頃から相互理解を深める努力が大切です。

夏休み中は、とくに盆踊りや花火大会など夜間の野外行事が多く夜遊びのクセがつきやすくなります。また、昼間は暑いこともあつ



# 町民体育競技大会成績

(敬称略)

### 【バレーボール】

- 一般女子 優勝 下二
- 準優勝 入江興産
- 三位 猪熊・吉田団地
- 準優勝 頃末
- 三位 高松区
- 準優勝 猪熊A・猪熊町住
- 三位 猪熊A
- 準優勝 高松A
- 三位 下二・猪熊

### 【バドミントン】

- 一般男子 優勝 後藤信子(吉田二)
- 準優勝 岡部恵利子(吉田二)
- 一般男子 優勝 田中猛 城戸慶三郎
- 準優勝 時枝秀年 竹内稔
- 一般女子 優勝 時枝千草 末川君子
- 準優勝 中村三重子 工藤京子

### 【卓球】

- 一般男子 優勝 後藤勇(二町住)
- 準優勝 山田正広(吉田二)
- 一般女子 優勝 田中冷子(古賀区)
- 準優勝 真鍋道子(みずほ)
- 中学男子 優勝 真鍋裕章(みずほ)
- 準優勝 上田深(吉田一)
- 中学女子 優勝 頃末校区
- 準優勝 吉田校区

### 【剣道】

- 三段以下(個人) 優勝 久保彰(吉田二)
- 準優勝 八尋慶一(猪熊)
- 四・五段(個人) 優勝 滝口泉(伊左座)
- 準優勝 永野勝久(三ツ頭)
- 団体 優勝 頃末校区
- 準優勝 吉田校区

## 犬の放飼いをやめましょう

最近、町内の各所で、飼い犬の放飼による被害が続発しています。飼い主のかたは、他人に迷惑をかけるないように十分注意され、「水巻町飼犬条例」で義務つけられている次のことに注意して、必ず厳守ください。



- ① 飼い主は、飼い犬をつないでおかずしてはならない
- ② 飼い犬を制御できる者でなければ連れ出してはならない
- ③ かむおそれのある飼い犬を連れ出すときは、口輪をかけるなければならない
- ④ 飼い主は、飼い犬が道路、公園、他人の庭、畑などを荒すなど、迷惑をかけるないようにしなければならぬ

# 社会を明るくする運動

七月は「社会を明るくする運動」が行われます。今回の重点目標は「地域活動の推進による青少年の非行防止」です。最近の少年非行は万引や自転車などの窃盗、シンナー遊び、性的非行など刺激的な動機によるものが多くのが特徴です。

### 夏休みは規則正しい生活で

夏休み中は、とくに盆踊りや花火大会など夜間の野外行事が多く夜遊びのクセがつきやすくなります。また、昼間は暑いこともあつ

### 夏休みは規則正しい生活で

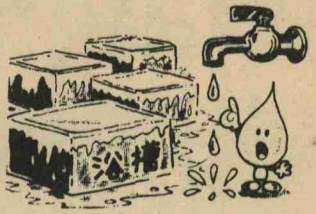
生活パターンは、「夜型」になりがちです。このような生活のリズムは、夏休みが終わってもすぐに直りにくく、学校きらいや家出に結びつき、非行化の原因となります。

子供は生活リズムを崩さないよう家族全員が規則正しい生活を心がけましょう。



# 水

蛇口をひねれば、好きなだけ水がでるそんな生活の中で、私たちは、とかく水道の貴重さを忘れがちです。しかし、その水をつくり、家庭に運ぶまでは莫大な費用と労力がかかっています。ガムの建設、浄水場づくり、消毒用の薬品、導水管や配水管の設置、施設の維持、管理、数えあげればキリがありません。



ところが電気やガスとちがって水の使い方についてはあまり気にしない人が多いようです。家庭で学校で会社で、一人一人の工夫と努力で節約する余地は相当あります。

たとえば、蛇口からポタポタ落ちる程度の漏水でも一時間で1ℓ一か月間で普通の浴槽で約四杯分にもなります。これが糸状の漏水になると、一か月間でなんと浴槽二十九杯にもなってしまいます。

《洗顔するとき》  
あなたの家庭では、水を出しっ放しにして歯をみがいていませんか。これだと一分間で十三ℓもの水をムダに流していることになりました。一か月では、一般家庭用の浴槽で二杯分になります。三分間だと、一か月で浴槽六杯分、四人家族だと、実に二十四杯分にもなります。

《食器を洗うとき》  
一回に五分間、朝昼晩と三回水を流しっ放しで食器を洗ったとしますと、オケ洗いにくらべて百九十五ℓ、一か月で浴槽三十杯分の水を使っていることになりました。

《洗たくするとき》  
二kgの洗たく物(ワイシャツ八枚分)を一回に分け、1kgずつ洗たくすると、二kgをまとめて洗たくするより二十ℓの水を余分に使うことになりました。洗たくはで

給については減額がなくなりまして旧軍人としての勤務年数が合わせて3年以上あるかたで恩給や共済年金などを受けたことのないかたに一時金(一万五千円)

《洗濯するとき》  
飲料水はじめ炊事、洗たく用など人間が生きるための最小限度の水の量は、一日一人平均二・六ℓから三ℓ、一年間でおよそ一トンが必要とされています。それで見ると車一回の洗車の水量は人間一人の半年分の必要水量に匹敵することになります。車を洗うときは水道のホースで流しっぱなしにせずバケツの水を使うよう心がけま

さるだけまとめた方が水の節約になります。また、洗い終わったらそのまますすぐのでなく、一度脱水機で洗剤を落としてからすすいでください。これだけでも、すすぎの水二十ℓ、石油かん一杯分が節約できます。

《洗車するとき》  
自動車一台洗車するのに要する水の量は、およそ五百ℓといわれています。

引越して来たときは開せん届を長い間、水道を使わないときは中止届を

。使用者または所有者が名義かわるときは名義変更届を引越していかれるときは、料金の精算が必要です。中止届を忘

れずに  
火の元には  
十分気をつけましょう

給日までに郵便局を通じて渡しませす。⑩の改善については請求が必要です。該当されるかたは、10月1日以降役場民生係に請求してください。

《注意》  
この改善のうち①②⑩については、例年のように恩給局で改定証書を作成し、遅くとも10月の支給給されま

が支給されます  
次にかたは時効になります  
今すぐ役場で手続を

次に該当されるかたは、昭和53年7月31日で時効となりますので早目に手続をしてください。  
①戦没者の父母等に対する特別給付金支給……昭和48年3月31日までに死亡した防空業務従事者の父母等で昭和50年8月1日時点で遺族給与金を受給中の者  
②戦没者の妻に対する特別給付金  
③戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給……昭和49年援護法改正により障害年金を受ける権利を有する防空業務従事者の妻  
④戦没者の妻に民生係まで

しよう  
日常のちよつとした不注意が大変ムダを生みます。お互がこのことを考え、水を大切に使いましよう。

こんなときは  
早目に水道課へ

。引越して来たときは開せん届を長い間、水道を使わないときは中止届を

。使用者または所有者が名義かわるときは名義変更届を引越していかれるときは、料金の精算が必要です。中止届を忘

れずに  
火の元には  
十分気をつけましょう

給日までに郵便局を通じて渡しませす。⑩の改善については請求が必要です。該当されるかたは、10月1日以降役場民生係に請求してください。

《注意》  
この改善のうち①②⑩については、例年のように恩給局で改定証書を作成し、遅くとも10月の支給給されま

が支給されます  
次にかたは時効になります  
今すぐ役場で手続を

次に該当されるかたは、昭和53年7月31日で時効となりますので早目に手続をしてください。  
①戦没者の父母等に対する特別給付金支給……昭和48年3月31日までに死亡した防空業務従事者の父母等で昭和50年8月1日時点で遺族給与金を受給中の者  
②戦没者の妻に対する特別給付金  
③戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給……昭和49年援護法改正により障害年金を受ける権利を有する防空業務従事者の妻  
④戦没者の妻に民生係まで

## 恩給が増額

このたび恩給法が改正され次のとおり改善が行なわれます

- ①恩給年額が約5%〜7%増額されます
- ②扶養加給が引き上げられます
- ③さらに6月から
- ④公務扶助料の最低保障額、18歳未満の子を扶養している妻や60歳以上のかたの普通扶助料の最低保障額が引き上げられます
- ⑤傷病者遺族特別年金の年金額が引き上げられます
- ⑥寡婦加算や遺族加算が引き上げられます
- ⑦傷病恩給の年額や重症者の特別加給が引き上げられます
- ⑧普通恩給と併給される傷病年金の減額がなくなりまして長期に職の老齢者などの普通恩給や扶助料の年額計算の算出率が改善されます
- ⑨60歳以上65歳未満の短期に職者の仮定俸給が改善されます
- ⑩60歳以上65歳未満の方の加算恩給が10月から

## 援護相談

県では、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族援護法の一部改正に伴い援護についての相談を次のとおり行います。

日時 7月19日(水曜)  
10時〜16時

▼場所 八幡西区役所 33会議室  
▼相談事項 恩給法について、遺族等援護法について、各種給付金について、叙位・叙勲について、その他援護全般について



お知らせ

結核予防・ツベルクリン及びBCG接種

▼対象者 生後3か月～4歳までで一度も接種していない子

▼日時

ツベルクリン 7月12日(水) 14時～15時

BCG 7月14日(金) 14時～15時

ツベルクリンの判定を7月14日13時～14時まで行い、判定の結果、陰性の子供のみBCG接種

▼場所 町民会館ホール

▼注意

・当日は必ず母子手帳持参のこと

・ツベルクリンの時は問診票はいりませんので直接会場へ、ツベルクリン終了後、BCGの問診票を会場でもらってください。

▼次にあげる子供はBCGは受けられません

・熱のある子

・アレルギー体質の子

・一年以内にけいれんを起こしたことのある子

・はしか、おたふく風、水痘などにかかって一か月以上たっていない子

・慢性疾患(腎臓、肝臓、喘息など)にかかっている子

心配な点は、かかりつけの医者に相談ください。

生活困窮世帯に夏期(越盆)見舞金を支給

◎対象者

①生活保護基準額の15%増額した所得以下の世帯

②月収は家族全員を合算したもので、年収を十二分の一した額

◎受給手続

・各地区の民生委員に7月24日まで申込みください。なお、期限後は一切受付けません。

・年金・恩給受給者は証書の記号

◎支給方法

民生委員を通じて本人にお知らせします

◎その他

民生委員から提出されたものを町が審査します。くわしいことは社会課民生係まで

世帯の種類別と支給対象者の収入

①20歳から40歳までの夫婦で12歳から14歳の子供2人の場合

15万8484円以下の世帯

②41歳から59歳までの夫婦で15歳から17歳の子供2人の場合

15万1053円以下の世帯

③60歳から64歳までの夫婦の場合

7万8216円以下の世帯

④65歳以上の夫婦の場合

7万9941円以下の世帯

消防設備士試験

▼試験日 8月20日

▼試験場 福岡市及び北九州市

▼受付場所・期間

県消防防災課 7月12日～14日

・北九州市消防局 7月10日～11日

詳しいことは遠賀郡消防本部予防課(☎093329・3・1231)まで

テレビ放送

教育「ママとぼく」

県教育委員会では、はがきや巡回相談でよせられた相談や質問をもとに、幼児期全般を対象とした教育番組「家庭教育シリーズ・ママとぼく」をRKB(予定)で8月から来年2月まで放送いたします。

・放送時間 土曜 午前10時15分～10時30分

・再放送 日曜 午前7時15分～7時30分

・再放送 7時30分

通行止のお知らせ

国道3号線に伴う工事のため、町民会館横のガード下が8月31日まで全面通行止となっています。大変ご迷惑かけますが、ご協力をお願いいたします。

町民会館横のガード下が8月31日まで全面通行止となっています。大変ご迷惑かけますが、ご協力をお願いいたします。

なお、献血のできる人の条件は次のとおりです。

・16歳以上65歳未満の人

・体重が男45kg 女40kg以上の人

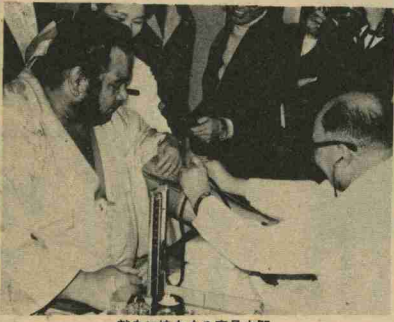
・血圧が100mmから200mmまでの人

・血圧の比重が1・052以上の人

健康であると認められる人

献血は誰でもできる ー 尊い奉仕

日時 7月28日(金曜) 10時30分～16時  
場所 町民会館  
主催 日赤血液センター 町社会福祉協議会



献血に協力する高見山間

7月1日から1か月間、全国で愛の献血運動が行なわれています。夏季になると交通事故の多発などによって輸血用の血液が不足しがちです。お互いを守るために進んで献血に協力いたしましょう。献血に参加して下さった方には、献血手帳を差し上げます。この献血手帳によって全国どこでも優先的に輸血を受けることができます。

一日曜在宅医

- 7月16日 前原医院 内・児科 樋口 ☎691・0553
- 7月23日 坂口医院 産婦人科 頃末 ☎691・2943
- 7月30日 楠本医院 内・児科 大膳橋 ☎093・24・0385
- 8月6日 永松医院 耳鼻科 頃末 ☎691・0386

原則として往診は致しません

お礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申し上げます。

- 帆社宅 故依里ハルエ殿 依里進殿
- 吉田一 故山上清殿 山上宏殿
- みずほ団地 故藤原定雄殿 藤原友男殿